

この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、以下「基本方針」という。)、福祉事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン(平成16年11月厚労省)、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚労省)、社会福祉士法(昭和60年法律30号)第45条、第46条、臨床研究に関する倫理指針[平成15年7月30日(平成16年12月28日全部改正 厚労省)]、に基づき、フードバンクネット西埼玉(以下「本会」という。)の保有する個人情報の漏えい、滅失、き損等を防止し、適正な管理を図り、その最善の利用を図ることを目的として定めるものである。

なお個人情報の保有者本人からの自己情報の開示、訂正、利用停止等に関する請求に関する手続き等については別途規程する。

(個人情報の定義)

第1条 この規程における個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。

(基本理念)

第2条 個人情報は、サービス利用者等本人(以下「本人」という)やその家族について他人に知られたくない詳細な情報の多くを含んでいるところから、他人に知られることにより、本人の心理的安定や社会生活の安定を失い、人格権をも侵害するおそれがあるので、本会は、その取り扱いについては本人の人権に配慮した適正な取り扱いを行わなければならない。

(個人情報収集及び利用の目的)

第3条 本会は本人から個人情報を収集及び利用するにあつては、本人の生活環境の整備及び自立支援のために、最適なフードバンクサービスの提供を目的として行わなければならない。

2 本会は会員から個人情報を収集及び利用するにあつては、本会の事業運営に必要な範囲に限って行わなければならない。

3 本会は、必要と認めた場合、事業ごとに利用目的を別途定める。

(個人情報の収集、利用目的の告知、目的以外の利用禁止の告知、目的以外の収集禁止)

第4条 本会は本人から個人情報を収集するにあつては、あらかじめ個人情報の利用目的及び目的以外の利用の禁止を告知しなければならない。また本人の同意を得た上で、利用目的に必要な範囲に限って収集するものとする。なお告知は本人が理解できる形で行うように努めるものとする。

(不正な手段での収集禁止)

第5条 本会は本人から個人情報を収集するにあつては、偽りその他不正な手段で収集してはならない。真に必要な範囲について本人、または本人から同意を得た者から直接収集するものとする。但し本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合はこのかぎりでない。

(保有個人情報の正確性の維持)

第6条 本会はその利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理のための措置)

第7条 本会はその保有する個人情報を、紛失・破壊・不正利用等から保護するよう努めなければならない。安全管理のための必要な措置として以下の事項を整備する。

- (1) 個人情報管理委員会の設置
- (2) 会員に対する必要な指導、監督体制
- (3) その他

(情報の開示)

第8条 本会は本人から求めがあれば、書面または本人が同意した方法をもって必要な範囲の個人情報を開示しなければならない。ただし、以下の場合は開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(情報の訂正)

第9条 本会は情報の内容が事実でないときは、本人もしくは法定代理人、又は本人が委任した代理人の求めに応じて、訂正等を行わなければならない。

(第三者への提供制限)

第10条 本会は保有する個人情報を第三者へ提供してはならない。なおここでいう第三者とは他の事業者であつて以下の場合は除く。

- (1) 合併等による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- (2) 個人情報の共同利用を本人に通知しているか、容易に知り得る状態にしている場合

ただし、あらかじめ本人に以下の事項を通知し、または本人が容易に知りうる状態にしているならば、第三者提供をすることができる。

- (1) 提供される個人情報の内容
- (2) 提供の手段、方法
- (3) 利用者の求めにより、第三者提供を停止できること

(利用停止)

第11条 本会はこの規程に違反して個人情報が扱われていると認めた場合は、利用停止等を行わなければならない。

(受託事業の場合の取り扱い)

第12条 本会が受託した事業においては、第8条、第9条、第10条及び第11条に関わる行為を、本人もしくは法定代理人、または本人が委任した代理人から求められた場合には、本会は委託元の承諾、指示の下に手続き等を行わなければならない。

(苦情処理)

第13条 本会は苦情を受けた場合、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めのないものについては、別途定める。

附則 この規程は、2016年7月1日から施行する。